平成29年度 串間市地域包括支援センター運営業務報告

1 総合相談業務(介護保険法第115条の45号第2項第1号)

(1) 地域住民や関係者への広報

- ① パンフレットの作成
- ② 情報誌への掲載

(2) 利用程始 3,392 件 (些人員	(2) 利用経路	3,392 件	(延人員)
-----------------------	----------	---------	-------

来所	1,320	電話	1316	書面	4	訪問	656	その他	96

(3) 相談者内訳 3,392 件 (延人員)

本人	1095	家族(同居)	578	家族(別居)	846	近隣者	15	民生委員	146
行政機関	157	サービス事業所	57	介護支援専門員	149	医療機関	216	親戚	51
その他	82								

(4) 相談者内容内訳(内容·方法別)

相談内容	来所	電話	書面	訪問	その他	計
一般的な相談	35	43		6	1	85
介護サービスについて	423	412	1	176	23	1035
疾病について	135	110		82	7	334
高齢者虐待について	17	15		13	2	47
高齢者の安否について	27	60		43	7	137
退院援助について	52	92		13	11	168
権利擁護について	32	27		25	9	93
介護認定について	258	259	2	54	9	582
生活不安について	253	228		175	17	673
問題行動について	44	45	1	26	8	124
地域支援事業について	5	5		7		17
苦情処理について						0
社会資源の情報提供	37	19	_	34	2	92
ゴミ問題について	2	1	_	2		5
計	1,320	1,316	4	656	96	3,392

(5) 関係機関とのネットワーク構築

(1)支援センター等連絡会 第4火曜日 13:30~

第1回	第1回 第2回		第4回	第5回	第6回
H29.4.25	H29.5.23	H29.6.28	H29.7.25	H29.8.23	H29.9.22
第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回
H29.10.31	H29.11.24	H29.12.26	H30.1.23	H30.2.4	H30.3.27

|・子育て支援センター南さくら保育園 ・すこやかひろば「子育て支援センター」

・地域生活支援センターWing・NPO法人「よつば工房」・相談支援事業所「あすか」

・あんしんサポートセンター・社会福祉協議会・地域包括支援センター

|・市役所 福祉事務所(社会福祉係・自立支援係・子ども対策室)・医療介護課(介護保険係)

│・第5期障がい福祉計画 ・子どもの貧困について ・宮崎県出前講座

|・宮崎県消費生活センター出前講座 ・大東地区認知症フォーラム

宓

(2)サービス事業所連絡会

ľ	区	\triangle	通所系事業所連絡会	第2火曜日		情報交換・行政からの伝達・各種研修会
l		ZJ	訪問系事業所連絡会	第3木曜日	18:00~	情報又換・1] 政からの伝達・存性切修会

(3)居宅介護支援事業所連絡会

○ 地域におけるネットワークの構築

・串間市地域包括支援センターのパンフレット等の作成、並びに地域包括支援センターのホームページの更新を行い、地域住民や関係機関団体へ広報を行った。

また、上記の連絡会や各地区民生委員児童委員協議会の定例会、サロン活動等にも参加し、小地域活動のネットワーク構築に努めた。

〇 実態把握

実態把握件数は323件でうち夜間対応件数は11件。

民生委員や近隣住民、医療機関等からの情報提供を受け、情報収集や実態把握を行い包括内で協議し緊急性の判断を行い、関係者や家族等にも連絡し病院受診や適切な支援や社会資源に結び付けていった。

また、虐待が疑われるケースや支援が困難と思われるケース等については、行政、警察等とも 連携し、必要に応じて情報共有会議や個別ケース会議を催した。

〇 相談業務

- ・初回相談時に必要な情報を収集し、小地域ネットワーク台帳の作成を行った。 また、的確な状況把握等を行い、緊急性の有無等を包括内や関係機関と情報を共有・協議を行い判断し、対応を行い、必要に応じて制度やサービスに関する情報提供や関係機関の紹介等も行った。
- ・認知症が関連する相談の場合には、地域包括支援センター内で協議を行い、必要に応じて認知症初期集中支援チームへ情報提供を行い、必要な連携を図りながら適切な対応を行い、対象者3名を認知症初期集中支援チームに繋いだ。

※認知症初期集中支援チームとの連携

No.	性別	年齢	チーム 員会議 参加 (有・無)	チーム 員会議 参加 (有・無)
1	男	79	有	有
2	男	男 78		無
3	女	85	無	無

2 権利擁護事業(介護保険法第115条の45第2項第2号)

(1)権利擁護に関する啓発

- 〇民生委員・児童委員に対して、株式会社 和福祉サービス代表の小倉 和也氏の「わかりやすい市 民のための市民後見講座」の研修を合同で企画した。
- 〇串間市内のケアマネージャーを中心に、「成年後見制度の今後の展開」という標題で、成年後見制度の周知と啓発を行った。

期	日	場所	参加人数	備考
H29).11.15	串間市総合保健福祉センター	68名	「わかりやすい市民のための成年後見講座」
H29	9.11.29	串間市総合保健福祉センター	31名	「成年後見制度の今後の展開」

(2) 高齢者虐待への対応(困難事例を含む)

- 〇実人数19名に対して、延べ43回のケース会議または情報共有会議を開催して、民生委員、関係機関、警察及び行政と連携をしながら、情報の共有を図り、支援体制を構築してきた。
- ※別添資料①参照

(3)成年後見制度(任意後見契約及び委任代理契約、日常生活自立支援事業等を含む)

〇財産管理、身上監護及び死後の事務の相談で、実人数12名に対して、延べ54回の電話、訪問等、 また会議で、行政や関係機関、専門職団体と情報の共有を行い、市町村長申立へ2件、任意後見契約 (委任代理契約含む)へ3件、日常生活自立支援事業へ1件繋いだ。

また2名が法定後見の検討、2名が任意後見契約(委任代理契約含む)を検討中である。

(4)消費者被害の防止

〇複雑・多様化する消費者トラブルの未然防止や豊かで安全・安心な消費生活の安定向上を図るため、宮崎県消費生活センターによる以下の研修を企画した。

日 付	場所	参加人数	備考
H29.6.21	串間市総合保健福祉センター	15名	「悪質商法から高齢者等を守る」
H29.6.21	串間市総合保健福祉センター	19名	「クリーニングの基礎知識」
H30.11.24	串間市民病院2階大研修室	22名	「知っておきたい食品表示」

〇1件の消費者被害の悪質な訪問販売の車の色やナンバーの情報を宮崎県消費生活センターに情報を提供して、被害の抑制に連携した。

また1件の賃貸トラブルで、適切と思われる法律の相談センターへと繋いだところである。

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

(1) 包括的・継続的ケア体制の構築

介護支援専門員連絡会	毎月第3(水)	18:00~19:30	情報交換・在宅介護課題等の整理
在宅ケア研究会	毎月第4(水)	19:00~20:00	情報交換・地域づくりについて検討
通所系サービス事業所連絡会	毎月第2(火)	18:00~19:30	情報交換・勉強会・サービス検討
訪問系サービス事業所連絡会	毎月第3(木)	18:00~19:00	情報交換・勉強会・サービス検討
支援センター等連絡会	毎月第4(火)	13:30~14:30	情報交換・行政からの伝達・各種研修会
各地区民児協	各地区毎月開催	各地区毎に設定	情報交換等

(2) 介護支援専門員に対する支援

①介護支援専門員に対する個別支援

※年度別相談件数内容

	ケアマネジメント	社会資源紹介	主治医連携	包括内連携	対人援助技術	制度説明確認	研修·学習	個人の悩み	同行訪問	その他
H26年度(135件)	27	7	3	3	10	52	2	10	10	11
H27年度(92件)	33	2	11	2	6	19	5	3	1	10
H28年度(114件)	34	2	5	5	6	40	3	5	0	14
H29年度(168件)	88	7	3	9		25		17	10	9

(3) 事例検討会・研修会等による支援

事例検討会 研修会

認知症ケア研修会 ~ともに暮らし・ともに支えあう・くしま	講師:株式会社Re学 川畑智 氏 参加者数:63名	H29年4月29日
包括支援センター内検討(4月~9月	事例検討数6件	
通所系•訪問系事業所連絡会、包括	舌支援センター意見交換会 25名参加	H29年7月26日
自立支援型ケアマネジメント研修	包括支援センター、介護保険係りと共同勉強会	H29年4月~9月
日常生活自立支援についての理解を深めよう	講師:社協 宮田哲也 氏 28名参加	H29年10月18日
成年後見制度の今後の展開	講師:包括支援センター 坂本史郎 氏 31名参加	H29年11月29日

②居宅支援事業所に人員配置などの形態などを考慮した支援

・居宅支援事業所における1人体制の介護支援専門員勉強会

実施日	居宅支援事業所	
H29年7月19日	プランニングハートむつみ	とめのファミリークリニック居宅支援事業所
	居宅支援事業所さくら	あすか居宅支援事業所(オブザーバー)

③困難事例に対する個別ケース会議の開催

・9人の個別ケース会議を延べ10回開催